

令和2年6月11日

学生（2・3年生）及び保護者の皆様

舞鶴工業高等専門学校
校長 内海 康雄

新型コロナウイルス感染症の対応について（6月11日時点）

－ 対面授業の開始と開寮・入寮にあたっての注意事項 －

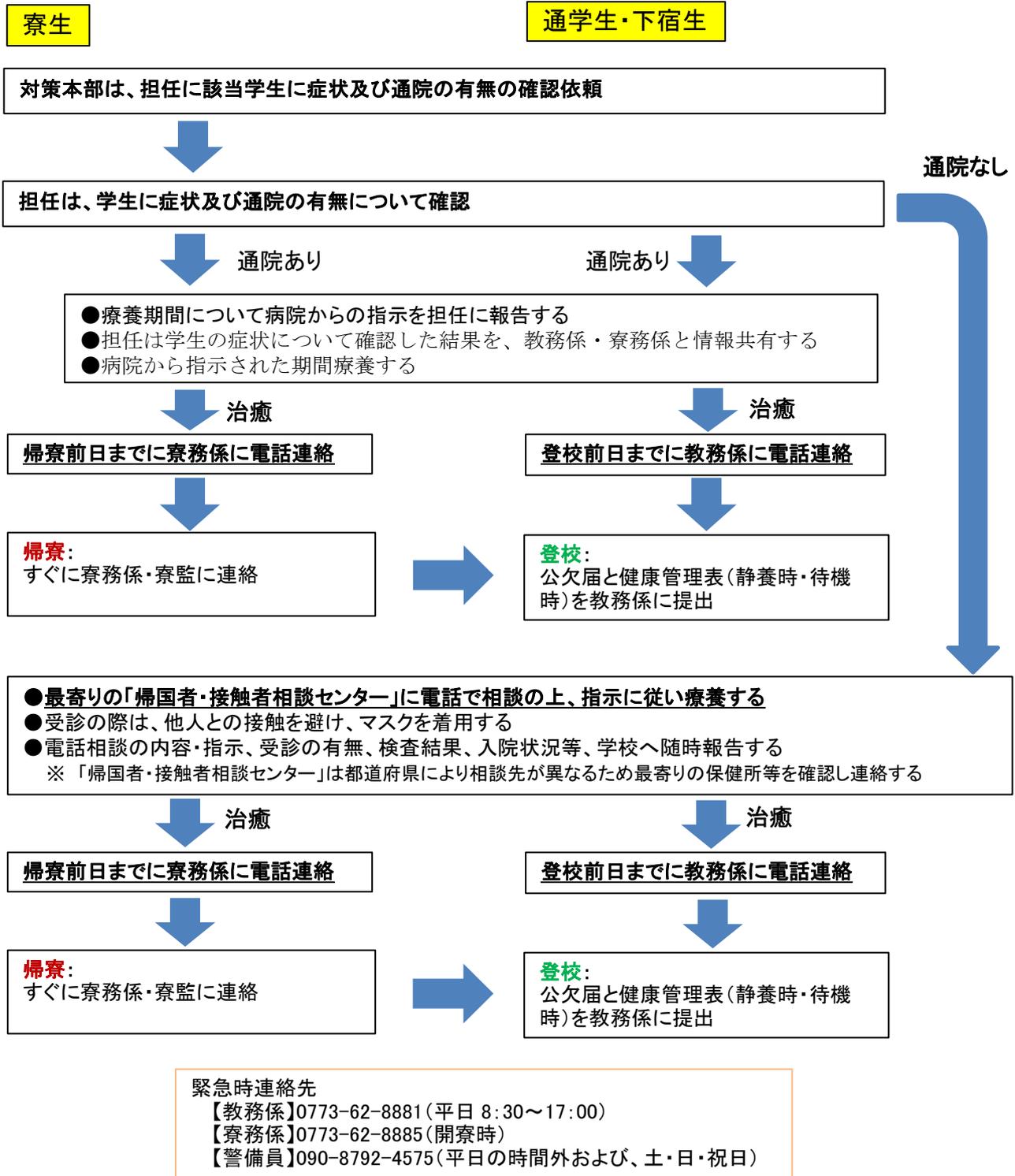
6月2日付けでお知らせしているとおり、6月21日（日）に入寮日を設け、6月22日（月）から対面授業を開始します。6月12日（金）以降については不要不急の外出を極力控え、各自、規則正しい生活を行い、基本的な感染予防対策と体調管理を行っていただくよう、ご家庭でもご指導よろしくお願いたします。

なお、学生または同居するご家族の方で次の①②いずれかに該当する場合は、登校（入寮）延期をお願いいたします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 新型コロナウイルスに罹患している、または、濃厚接触者の指定を受けた② 登校（入寮）日までの8日以内に、発熱・咳・くしゃみ等の風邪症状が出た |
|--|

- ◆ 入寮及び登校にあたっては、別添のフローチャート『6月12日～19日の健康調査において、「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が連続4日間」の場合の対応』を参照いただき、適切に対応くださるようお願いいたします。

6月12日～19日の健康調査において、
「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が連続4日間」の場合の対応



緊急時連絡先

【教務係】0773-62-8881(平日 8:30～17:00)

【寮務係】0773-62-8885(開寮時)

【警備員】090-8792-4575(平日の時間外および、土・日・祝日)

※ 自宅で療養する場合は、「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」(厚生労働省HP)を参考にしてください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

6月12日～19日の健康調査において、
「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が連続4日未満」の場合の対応

寮生

通学生・下宿生

対策本部は、担任に該当学生に症状及び通院の有無の確認依頼

通院なし
2日未回答

通院なし
2日未回答

担任は、学生に症状及び通院の有無について確認
担任は、症状及び未回答が連続2日以上に学生に連絡する

通院あり

通院あり

- 療養期間について病院からの指示を担任に報告する
- 担任は学生の症状について確認した結果を、教務係・寮務係と情報共有する
- 病院から指示された期間療養する

治癒

治癒

帰寮前日までに寮務係に電話連絡

登校前日までに教務係に電話連絡

帰寮:
すぐに寮務係・寮監に連絡

登校:
公欠届と健康管理表(静養時・待機時)を教務係に提出

- 帰寮せず 8日間自宅静養**(当面の間公欠)*
- ・健康管理表(静養時・待機時)をホームページよりダウンロード
 - ・毎日の体調を記録
 - ・静養中は外出を避け、受診が必要な場合はマスクを着用する(医療機関へ事前の電話連絡が必要)

- 登校せず 8日間自宅静養**(当面の間公欠)*
- ・健康管理表(静養時・待機時)をホームページよりダウンロード
 - ・毎日の体調を記録
 - ・静養中は外出を避け、受診が必要な場合はマスクを着用する(医療機関へ事前の電話連絡が必要)
 - ・下宿生は状況に応じ保護者に連絡し帰省する

- ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がいずれかがある(相談)
 - ② 重症化しやすい持病などがあり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある(相談)
- ☆発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く(4日以上続く場合は相談)

これらの症状が
いずれかある

これらの症状なく経過

8日間の自宅静養・療養終了
担任は学生の症状について確認し、教務係・寮務係と情報共有

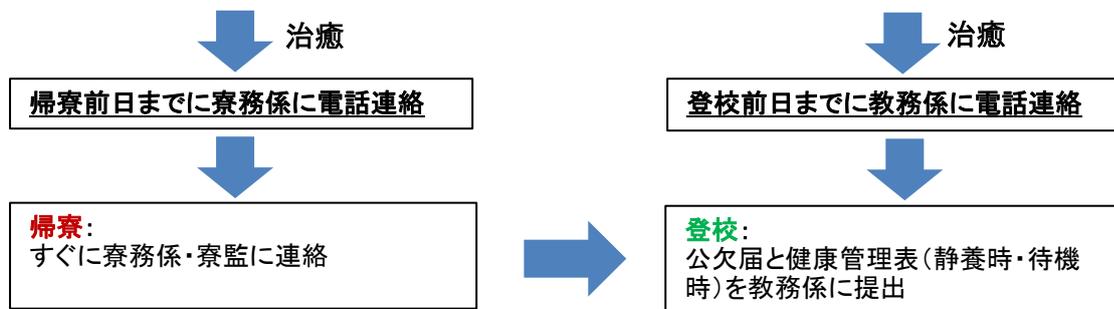
帰寮前日までに寮務係に電話連絡

登校前日までに教務係に電話連絡

帰寮:
すぐに寮務係・寮監に連絡

登校:
公欠届と健康管理表(静養時・待機時)を教務係に提出

- 最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談の上、指示に従い療養する
 - 受診の際は、他人との接触を避け、マスクを着用する
 - 電話相談の内容・指示、受診の有無、検査結果、入院状況等、学校へ随時報告する
- ※「帰国者・接触者相談センター」は都道府県により相談先が異なるため最寄りの保健所等を確認し連絡する



緊急時連絡先

【教務係】0773-62-8881(平日 8:30~17:00)

【寮務係】0773-62-8885(開寮時)

【警備員】090-8792-4575(平日の時間外および、土・日・祝日)

※ 自宅で療養する場合は、「家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~」(厚生労働省HP)を参考にしてください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

* 発症日を0日として、日数を数える。